



2020年4月から飲食店は、「原則屋内禁煙」です

©2014 大阪府もずやん

店内でたばこを吸う場合は、**専用の喫煙室**の設置が必要です

経営規模の小さい既存飲食店は喫煙か禁煙かを選択できます
喫煙を選択する場合は、**届出**が必要です。

お店に**標識**を掲示しなければなりません



※標識は厚生労働省のHPからダウンロードできます。



あなたのお店はどのタイプ？

2020年4月より飲食店は**原則屋内禁煙**ですが、喫煙室を設ける場合は、お店のタイプによって設置可能な喫煙室が異なります。

テラス席や屋上等の「屋外」は規制の対象外です。

（「屋外」とは、屋根がないまたは側面の半分以上を壁等で覆われておらず、煙が店内に流入しない場合をいいます）

お店のタイプ	設置可能な喫煙室	喫煙	飲食	設置
大規模の飲食店又は新規の飲食店	①喫煙専用室	○	×	施設の一部
	②加熱式たばこ専用喫煙室	加熱式のみ○	○	施設の一部
喫煙を主目的とするバー、スナック等	①喫煙専用室	○	×	施設の一部
	②加熱式たばこ専用喫煙室	加熱式のみ○	○	施設の一部
	③喫煙目的室	○	○	施設の全部又は一部
規模の小さい既存飲食店※	①喫煙専用室	○	×	施設の一部
	②加熱式たばこ専用喫煙室	加熱式のみ○	○	施設の一部
	④喫煙可能室（注）	○	○	施設の全部又は一部

※規模の小さい既存飲食店とは

- ・2020年4月1日時点で営業している飲食店
 - ・個人経営又は資本金が5,000万円以下
 - ・客席面積が100㎡以下 → 大阪府内の飲食店は、2025年4月より**30㎡以下**となります
- （注）従業員を雇用している飲食店は、2022年4月より「原則屋内禁煙」に努めてください。**



標識はどうすればいいの？

- ◆ お店の入り口や喫煙室の入り口に掲示してください。
- ◆ 厚生労働省のホームページからダウンロードできます。
- ◆ 英語、中国語、韓国語の標識もあります。

(<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/sign/>)

詳細は大阪府ホームページをご確認下さい。

©2014大阪府もずやん



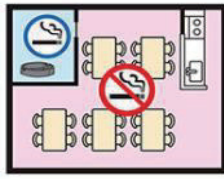
飲食店に設置可能な喫煙室の種類

(たばこを吸うための喫煙室)

「①喫煙専用室」

○ 全ての飲食店で設置可能です
(施設の一部にのみ設置可)。

➢ 喫煙専用室内では、飲食
など喫煙以外のことはでき
ません。

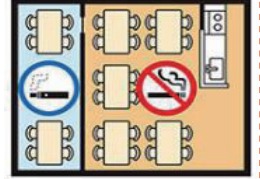


(加熱式たばこを吸いながら、飲食の提供ができます)

「②加熱式たばこ専用喫煙室」

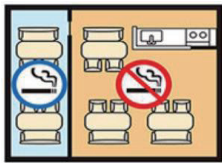
○ 全ての飲食店で設置可能です
(施設の一部にのみ設置可)。

➢ 加熱式たばこのみ喫煙可能です。

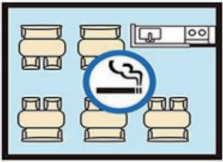


(たばこを吸いながらサービスの提供ができます)

「③喫煙目的室」 (施設の一部)



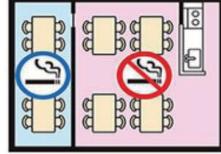
「③喫煙目的店」 (施設の全部)



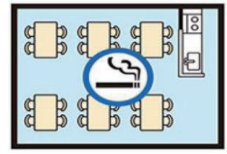
○ たばこの対面販売(出張販売を含む)をしているバー、
スナック等が対象です。
○ 主食を提供しているバー・スナック等は対象になりません。

(たばこを吸いながら飲食の提供ができます)

「④喫煙可能室」 (施設の一部)



「④喫煙可能店」 (施設の全部)



○ 規模の小さい既存飲食店が対象です。

➢ 喫煙を選択する場合は、お近くの保健所又は保健所を設置
する市に届出書類を提出して下さい。

専用の喫煙室を設ける場合は、下記の事項を必ずお守りください！



20歳未満は
立入禁止

20歳未満の方は、従業員
を含め喫煙エリアに立ち
入らせることはできません。

喫煙室以外の場所に
たばこの煙がでない
ようにして下さい。
(技術的基準)

①～③のすべてを守って下さい。
①壁や天井でおおわれた部屋にする。
②煙を屋外に排出する。
③喫煙室の出入口は、中に向けて気流が
毎秒0.2m/秒以上。



喫煙禁止場
所の灰皿等
設置禁止

喫煙禁止場所
に喫煙器具・設
備を設置しない
で下さい。



違反時の罰則
等の適用

義務違反時には
指導・命令・罰則
等が適用されるこ
とがあります。



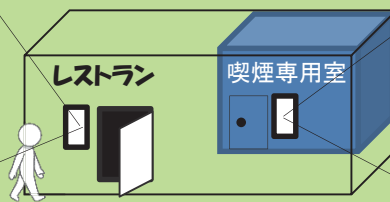
喫煙室設置
の広告宣伝

広告・宣伝をする
時は、喫煙室を設
置している旨を明
示にしましょう。
(喫煙専用室を除く)



喫煙室の
標識掲示

施設の主な出入口の見やすい
場所に標識を掲示して下さい。



喫煙室の出入口
の見やすい場所
に標識を掲示し
て下さい。

「原則屋内禁煙」の取組みへの支援制度

◆国の支援策(受動喫煙防止対策助成金など)

喫煙室の設置などにかかる経費(工費、設備費、備品費、機械装置費等)

◆府独自の支援策(大阪府受動喫煙防止対策補助金)

大阪府受動喫煙防止条例の規制対象となる飲食店を対象にしています。

(1)喫煙室設置等事業

喫煙室の設置などにかかる経費(工費、設備費、備品費、機械装置費等)

(2)全面禁煙化事業

禁煙化に伴う改装などにかかる経費(壁紙の貼替等の工費、客席で用いる備品費等)

※対象となる飲食店には要件があります。

※詳細は、**受動喫煙防止対策補助金相談窓口(06-6266-1977)**
にお問い合わせ下さい。

大阪府受動喫煙防止対策 相談ダイヤル

「改正健康増進法」や「大阪府受動喫煙防止条例」に
関する問い合わせは、以下をご利用ください。

☎ 06(6944)8224

平日(月～金)9:30～18:00 ※祝日・年末年始(12/29～1/3)は除く
※大阪市・堺市・豊中市・吹田市・高槻市・枚方市・八尾市・寝屋川市・東大阪市
に所在する施設は、下記が利用できます。

大阪市	受動喫煙防止対策コールセンター	06-6226-8471
堺市	健康福祉局健康推進課	072-222-9936
豊中市	健康医療部 健康政策課	06-6152-7352
吹田市	健康医療部 健康まちづくり室	06-6384-2614
高槻市	保健所 健康医療政策課	072-661-9330
枚方市	保健所 保健医療課	072-807-7623
八尾市	保健所 保健企画課	072-994-0661
寝屋川市	保健所 保健総務課	072-829-7771
東大阪市	保健所 健康づくり課	072-960-3802